

業務名： 新港ふ頭上屋建替設計業務委託（R6）

質 問 内 容	<p>仕様書P2</p> <ul style="list-style-type: none">・「本業務の外構設計において、港湾施設の技術上の基準を鑑み」とありますが基準を示すものがありましたらご教示いただけますでしょうか。また設計範囲は建物周辺ということでしょうか。 <p>仕様書P6（2）追加業務</p> <ul style="list-style-type: none">・リーフレット作成費用は別途精算と考えてよろしいでしょうか。 <p>※スペースが足りない場合は、適宜の用紙を追加してください。</p>
------------------	--

【回答】

- ・今回業務における外構設計の適用基準等については、港湾法第五十六条の二の二等に規定する技術基準によるものとします。（舗装構成の基準等を想定しています）
- ・今回業務における外構設計範囲は、敷地境界周辺及び設備関連施設の接続上必要となる部分までとします。なお、建築本体及び外構工事の磁気探査に係る設計業務を含めます。
- ・追加業務に係るリーフレット作成は今回業務に含むものとします。（基本設計時に作成したリーフレットの部分的な修正を想定しています。）